

2011年3月23日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白 2-36-13
Tel 03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

福島原発事故に関する緊急要望

「東北地方太平洋沖地震」は未曾有の大震災となっています。

震災被害が拡大しているのは、言うまでもなく、地震・津波に加え、原発の放射能漏れが起きていることによります。避難を強いられている住民の不安、怒り、憤りは言い表せないものになっています。原発の危険性が繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、「安全神話」をふりまき原発依存をすすめてきた政府と電力会社の責任が厳しく問われます。最悪の事態の回避と一刻も早い事態の收拾にむけ、全力をあげるとともに、この緊急事態をふまえた避難者・国民の安全確保のための措置を急ぐことが求められます。

政府は、被災者の痛切な声に基づき、以下の措置を果敢に講じられるよう要望します。

1、原子力災害対策特別措置法による損害賠償について

今回の原発事故による損害賠償は、農産物が出荷できなくなった農産物はもちろん休業や営業時間の短縮を余儀なくされた事業者の営業被害、さらに停電により廃棄せざるを得なくなった商品の損害なども賠償の対象に含めること。

2、原発の安全総点検を行うよう指示すること

原発の危険性が白日のものとなった今こそ、すべての原発の徹底した安全確認を行わせること。

3、放射性物質拡散はじめとする徹底した情報公開を

放射性物質の拡散への不安が高まっている。東日本、首都圏を含め、放射性モニタリング体制を強化し、拡散状況を迅速に公表すること。また、水や農産物、海産物の汚染状況についても調査・公表すること。事態の経過や推移、今後の可能性についても正しい情報を流し、国民が余裕をもって対応できるようにすること。

4、最悪の事態にも対応できる備えをすすめること

原子炉内の放射性物質が大量に放出される最悪の事態が回避されたわけではない。万が一に事態にもそなえ、広域での避難計画を準備するなど混乱を来たさないように

すること。また、被曝検査と除染、処置などを医療機関が行えるように備えに万全を期すること。

5、周辺地域の中小業者に対する経営対策を

放射能汚染の拡大にともない福島を中心に住民避難の拡大により、経営が成り立たない中小業者が増えており、今後ますます広がっていくことが予想されます。

画一的な線引きを行うのではなく、周辺地域においても避難指示地域に準じた支援を行うこと。また、周辺地域の住民生活を守る上でも、同地域で営業する業者に燃料の調達、商品確保などがスムーズになるように関係各機関に要請すること。また、投機的な行為などが起きないように厳しく監視すること。

6、避難生活の長期化にともなう避難措置と休業補償について

避難生活の長期化が避けられないことから避難所の指定は実態に即し柔軟にし、現物支給の原則にこだわらず、避難者に対する必要な生活保障や休業補償措置を講じること。

7、電力消費の 62%を占める大口需要者に適切な削減・節電を求め、住民生活に混乱をきたすような「計画停電」は改めるよう東京電力に指示すること。

以上